



2 杉並第 67677 号
令和 3 年 3 月 1 9 日

各部長 宛

杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部長
区長 田中 良

緊急事態宣言の解除に伴う区の当面の対応について

国が本年 1 月 7 日に発出した緊急事態宣言に対する区の対応については、令和 3 年 1 月 7 日付け 2 杉並第 53108 号「緊急事態宣言発出及び新規感染者増加に伴う当面の区の対応について」により通知した。

その後、国が 3 月 18 日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、1 都 3 県への緊急事態宣言を 3 月 21 日に解除することを決定したため、3 月 22 日以降の区の対応について下記のとおりとする。

記

1 区立施設等の運営について

原則、21 時までの運営時間とする。

ただし、運営時間の変更にあたり、事前の周知等を含めた一定の準備期間が必要であることや、類似施設等で対応に差異が生じないよう所管部間での調整が必要なことから、具体的な施設等の運営時間の変更の開始日は各部において決定する。

なお、集会施設等の使用において、使用者が新型コロナウイルス感染症対策を理由としての使用の取消を行う場合、使用日 6 日前以降の手続きであっても、その後の申し込み等の制限は行わず、使用料の還付を行うこととする。

2 保健所等への応援体制について

別紙 1 「保健予防課への職員応援体制について」のとおり

3 その他

・緊急事態宣言の解除に伴い、「杉並区業務継続計画(新型コロナウイルス感染症対策用)」は停止することとする。

・イベント・講演会等については、適切な感染症対策を講じたうえで実施すること。

・新規感染者数は下げ止まりの状況が続いているため、「職員の新型コロナウイルス感染防止の取組みについて」(令和 2 年 11 月 25 日 2 杉並第 44655 号)において通知した通り、引き続き感染防止対策に取り組むこと。